

船舶事故等調査報告書

平成22年10月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010広第103号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成22年6月16日（水） 05時00分ごろ	
発生場所	山口県岩国市岩国港 岩国市 ^{かぶと} 甲島（102）島頂から真方位268° 4.4海里（M）付近（概位 北緯34° 07.1′ 東経132° 13.7′）	
事故等調査の経過	平成22年7月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 ^{きっしょう} 吉祥丸、1.6トン YG3-51906（漁船登録番号）、個人所有 B モーターボート ^{デオデオ} DEODEO、5.08m 291-17772山口、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長、一級小型船舶操縦士 B 船長、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	A 船首部に擦過傷 B 左舷船尾外板にき裂、操舵スタンド倒壊	
事故等の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、漁場に向け西進中、B船は、船長Bが1人で乗船し、釣りをするために錨泊中、平成22年6月16日05時00分ごろ、岩国港の門前川河口沖において、両船が衝突した。	
気象・海象	気象：天気 霧、風力 1、風向 北北東 視程 約1M 海象：潮汐 ほぼ低潮時	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は、岩国港の門前川河口沖を漁場に向け西進中、船長Aが、変針する際、GPSプロッターに表示させていた航跡から、新針路の航跡を選択するため、GPSプロッターの画面を見ることに意識を集中し、前方の見張りを行っていなかった可能性があると考えられる。 B船は、錨泊中、船長BがA船の接近に気付いていたものの、有効な音響信号を行わずに錨泊を続けたものと考えられる。 B船は、A船に対して警告信号を行うことにより、自船の存在を気付かせ、衝突を回避することができた可能性があると考えられる。
原因	本事故は、岩国港の門前川河口沖において、A船が西進中、B船が錨泊中、A船が見張りを行わずに航行したため、両船が衝突したことにより発	

	生じた可能性があると考えられる。
--	------------------